

16 文企広第 185-2 号
平成 16 年 7 月 7 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 煙 山 力

平成 16 年度諮問第 3 号

「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」による個人情報の
収集及び外部提供について（諮問）

平成 15 年 10 月、東京都緊急治安対策本部が設置する「子どもを犯罪に巻き込まないための方策を提言する会」から「緊急提言 - 子どもを犯罪に巻き込まないための方策」が示され、これを受けて、東京都教育委員会において「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の導入が提起されました。

この制度の目的は、学校と警察がより緊密な連携を行うことによって、児童・生徒が犯罪の被害者となること並びに非行及び犯罪を防止し、児童・生徒の健全育成を効果的に推進することにあります。

協定の締結により、学校と警察との連携が緊密となり、警察から情報提供を受けることで、学校において、犯罪の再発の防止、犯罪に関与した児童・生徒の規範意識の醸成及び立ち直りなどについて迅速かつ効果的な指導を行うことができます。また、学校から警察への連絡により、児童・生徒の問題行動の情報だけでなく、児童虐待事案など、児童・生徒が被害者となる事案を警察が早期に把握し、対応することが可能になると期待されています。

そこで、個人情報の収集に係る文京区個人情報の保護に関する条例第 8 条第 2 項第 5 号及び外部提供に係る同条例第 15 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、標記事項について審議会のご意見を承りたく、諮問いたします。